

○学校法人和泉短期大学個人情報の保護に関する規程

2005年5月28日 理事会制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報保護法に基づき、個人の尊厳を保つ上で個人の情報の保護が重要であることに鑑み、法人及び設置する学校が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって法人における個人の人權を始めとする権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 個人情報とは、次の各号に掲げる者で、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人（当該情報のみでは、識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）に係る情報で、法人が業務上取得した全ての情報をいう。

- (1) 教職員及び学生並びに法人の構成員である者又は過去においてあった者
- (2) 入学志願者、教員及び職員採用応募者
- (3) 公開講座等における受講者及び講演者
- (4) 法人施設設備等の利用者
- (5) 法人への寄附、寄贈者
- (6) 上記各号に定める者の保証人、父母、家族、親族等

2 前項各号のいずれかに該当する者を個人情報保護主体（以下「情報主体」という。）という。

3 保護の対象とする個人情報の項目については、別表による。

(責務)

第3条 法人は、個人情報保護法及び関連法令に基づき、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う情報主体の権利、利益の侵害の防止に関し、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 情報主体への当該情報の利用目的の周知・徹底
- (2) 法人が雇用する教職員（非常勤講師及び臨時職員を含む。）及び役員並びに評議員に対する本規程、個人情報保護法及び関連法令等の遵守の徹底
- (3) 学校に在籍する学生等に対する個人情報保護にかかる教育並びに指導
- (4) 当該情報の収集目的以外の流用及び第三者への漏えい流出の予防
- (5) 情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策の実施

(個人情報保護管理者)

第4条 本法人は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、短期大学学長並びに事務局長、各部長、事務局管理職をもって 充てる。
- 3 管理者は、その所管する業務の範囲における個人情報（以下「所管情報」という。）の収集、利用、提供及び管理並びに情報主体からの開示・訂正の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する義務を負う。
- 4 所管情報の管理責任範囲及びその内容に、疑義が生じた場合は、当該の管理者間の協議により、これを定めるものとし、必要に応じて和泉短期大学学内運営協議会に諮るものとする。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

第5条 個人情報の収集は、教育・研究及び業務に必要な範囲で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において、これを行うものとする。

- 2 個人情報保護法により、次の各号については、個人情報の収集は、禁止となる。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報は除く）、身体（疾病）・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
 - (3) 労働者の団結権、団体交渉、及びその他団体行動の行為に関する事項
 - (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
 - (5) 保健医療及び性生活
- 3 個人情報の収集は、情報主体から、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から収集することができる。
 - (1) 法令の規定に基づくとき（個人情報保護法第32条・学校教育法施行規則第12条の3第3項・私立学校法第6条・刑事訴訟法第197条第1項・所得税法第225条第1項）
 - (2) 情報主体の同意があるとき（個人情報保護法第16条）
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき（個人情報保護法第16条第3項・個人情報保護法第23条第1項）
 - (4) その他管理者が第三者から収集することに相当の理由があると認めるとき
- 4 個人情報を第三者から収集するときは、情報主体の人権を始めとする権利利益を侵害することのないよう、十分留意しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき（個人情報保護法第32条・学校教育法施行規則第12条の3第

- 3 項・私立学校法第 6 条・刑事訴訟法第 197 条 1 項・所得税法第 225 条第 1 項)
- (2) 情報主体の同意があるとき (個人情報保護法第 16 条)
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき (個人情報保護法第 16 条第 3 項・個人情報保護法第 23 条第 1 項)
- (4) 当該個人情報を保有する機関・部署内において利用し、又は他の機関・部署に提供する場合で、業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められ、情報主体の人権を始めとする権利利益を不当に侵害するおそれがないことが、管理者において明白であるとき。
- 2 個人情報保護法第 23 条に規定する第三者提供に関する事項
- 学生等に関する個人データを同窓会、奨学事業を行う団体その他の第三者に提供する (個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する場合を除く。)に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 提供先において、その従業者に対し当該個人情報の取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。
- (2) 当該個人情報の再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって本法人の了承を得ること
- (3) 提供先における保管期間等を明確にすること
- (4) 利用目的達成後の個人情報の返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること
- (5) 提供先における個人情報の複写及び複製 (安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。)を禁止すること
- 3 管理者は、前項ただし書の規程により個人情報を学外へ提供するときは、当該個人情報の適正な取扱いを担保するため、提供を受けるものに対しその使用目的及び使用方法に必要な制限を付し、本法人の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを、その提供を受ける者に対し義務付けるものとする。

第 3 章 個人情報の管理等

(適正管理)

- 第 7 条** 管理者は、個人情報保護法に定めるところに従い、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 管理者は、所管情報を、その目的に応じ、適切な状態に保つよう努めなければならない。
- 3 管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に破棄し、又は消去しなければならない。

(情報システムにおける個人情報の管理)

第8条 本法人の情報システムの管理・運用に係る管理者は、業務遂行上、個人情報を取り扱うときは、当該個人情報に係る管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等のコンピュータ処理を担当する者及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

2 前項の情報システムの管理・運用に係る管理者は、個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じるものとする。

(委託に伴う取扱い)

第9条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、受託者は、当該契約において、個人情報保護法第22条に定めるところに従い、その構すべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、知り得た個人情報をみだりに他人に提供し、他人に知らしめ、不当な目的に使用してはならない。

(外部要員の受け入れに伴う取扱い)

第10条 前条第1項及び第2項の規程は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合についても準用する。

第4章 個人情報の開示及び訂正

(自己情報の開示請求)

第11条 情報主体は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対し、開示の請求をすることができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)をするときは、情報主体であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者宛に提出するものとする。

3 管理者は、開示請求をうけたときは、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報保護法第25条ただし書により、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他人権を含める権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当該個人情報が本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反する場合

(開示の決定)

第12条 管理者は、開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定をしなければならない。

2 管理者は、個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、その理由を文書により通知しなければならない。(個人情報保護法第25条第2項)

(開示の方法)

第13条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報がコンピュータによるデータ、磁気テープ、磁気ディスク、VTR・DVD（映像、デジタル記録等）等に記録されている場合は、印字装置等により出力した物の写しを交付する。

2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正の請求)

第14条 情報主体は、自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正の請求をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、個人情報の訂正の請求をする場合について準用する。

3 管理者は、第1項の請求をうけたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を本人に文書で通知しなければならない。

第5章 不服の申立て

(不服の申立て)

第15条 情報主体は、個人情報の取扱いに関する事項について不服がある場合は、理事長に対し、不服の申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときは、情報主体であるあることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該管理者を経て、理事長に提出するものとする。

(不服の申立て審査)

第16条 前条の不服申立てに対する審査及び裁決は、和泉短期大学学内運営協議会において行う。

第6章 雑則

(規程の解釈)

第17条 この規程の運用について疑義が生じた場合は、和泉短期大学学内運営協議会において、その解釈を定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、和泉短期大学学内運営協議会の議を経て、理事会が行う。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2005年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

(学校法人和泉短期大学個人情報の保護に関する規程)

別 表

区 分	対 象	項 目
設置する学校に在籍する学生及び在籍した学生	学生、科目等履修生、聴講生、離籍した学生等	身元・身上情報、学歴情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理・医療情報、金融・信用情報、学籍情報、履修・成績情報、学費納入情報、休学・進路・指導情報、進路先・勤務先情報、奨学生（応募）情報、課外活動情報、施設設備利用情報、図書館利用情報、賞罰情報、免許資格情報、コンピュータ利用情報
設置する学校に在籍する学生および在籍した学生等の保証人、父母、家族並びに親族	上記に掲げる保証人、父母及び家族又は親族	身元・身上情報
設置する学校の入学志願者等	入学志願者、出願者、進学相談会出席者、見学者等	身元・身上情報、学歴情報、保証人情報、志願情報、入学試験等成績情報、入学試験等選考・判定情報
法人が雇用している、または雇用していた教職員	教員（専任、非常勤） 職員（専任、契約、嘱託、臨時）	身元・身上情報、学歴・学位情報、職歴情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理・医療情報、金融・信用情報、雇用情報、任用情報、給与情報、税情報、社会保険情報、施設設備利用情報、図書館利用情報、賞罰情報、免許資格情報、コンピュータ利用情報
法人が雇用している、または雇用していた教職員の家族又は親族	上記に掲げる保証人、父母及び家族又は親族	身元・身上情報
法人の役員及び役員等であった者	理事、監事、評議員、顧問	身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、職歴情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理・医療情報、金融・信用情報、社会保険情報、勤務先情報、免許資格情報、賞罰情報
教職員採用応募者	採用応募者	身元・身上情報、学歴・学位情報、健康管理・医療情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情報、採用試験等選考情報
公開講座等受講者及びあった者	公開講座、講演会、その他の催し物の受講希望者、講演者、受講者及び参加者	身元・身上情報、履修成績情報、受講料等納入情報、図書館利用情報
法人への金品の寄附、寄贈者	寄附者、寄贈者	身元・身上情報

(学校法人和泉短期大学個人情報の保護に関する規程)

施設設備等の利用者	施設設備等の利用者	身元・身上情報、職業情報、施設設備利用情報、図書館利用情報
その他	上記以外で紹介、問い合わせ、意見、質問、要求要望等を行う者	身元・身上情報